



許 可 証

横須賀市指令資廃第61号
令和 4年 4月 1日

住 所 神奈川県横須賀市内川二丁目5番50号

氏 名 株式会社リフレックス
代表取締役 本田 雅昭

横須賀市長 上 地 克 明



令和 4年 2月 7日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可
する。

- 1 許可年月日 令和 4年 4月 1日
- 2 許可番号 第12号
- 3 許可の期限 令和 6年 3月31日
- 4 事業の範囲
(1) 業務の種類 一般廃棄物収集運搬業 (積替え・保管を含む)
(2) 廃棄物の種類 一般廃棄物 (ごみ)
- 5 許可の条件
(1) 本市に提出した事業計画書に基づいて業を行うこと。
(2) 積替え・保管は次の場所にて行うこと。
①所在地 横須賀市内川二丁目5番50号
②保管量 8t未満
(3) 生活環境保全のため、本市の指示に従うこと。

書 換 事 由

遵 守 事 項

1 使用する車両について

- (1) 使用車両は、横須賀市内の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とし、他の業務との兼用はしないこと。
- (2) 使用車両には「一般廃棄物処理業・横須賀市許可第何号」の文字を車両の両横及び後ろに明記すること。
- (3) 運転手を含む作業員は、車両1台につき2名以上とすること。

2 市施設への搬入について

横須賀市外で発生した一般廃棄物を搬入しないこと。

3 積替え保管施設について

積替え保管施設から廃棄物が飛散・流出・地下浸透し、悪臭が発散しないように必要な措置を講じ、近隣住民等から苦情等がないよう適正に管理すること。

保管した廃棄物は、原則として当日中に処分し、処理施設が休業日の場合は直近の処理施設稼働日に処分すること。

4 関連法規等について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則等関係諸法令及び廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同施行規則を遵守すること。

5 許可後の諸手続きについて

申請事項の変更、実績報告書の提出、帳簿の記載等については、別紙「許可後の諸手続きについて」に従って、手続きを行うこと。

6 生活環境保全上の注意について

- (1) 車両は常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
- (2) 収集した廃棄物は、完全に被覆のうえ運搬することとし、運搬途中において廃棄物及び汚水が飛散することのないよう十分な措置をすること。